

忘れていませんか？給付金の申請は5月15日（月）までです

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴う臨時的な措置として、臨時福祉給付金（経済対策分）を受け付けています。

●支給対象者

先に実施した平成28年度余市町臨時福祉給付金支給事業（支給対象者1人につき3,000円）の支給要件に該当する方（⇒次の①～③の要件全てを満たす方）

- ①平成28年1月1日時点で、本町に住民登録のある方
- ②平成28年度の住民税が非課税で、かつ課税者に扶養されていない方
- ③生活保護を受けていない方（注1）

（注1）平成28年1月2日以降に生活保護開始となった方、平成28年10月1日以前に生活保護停止または廃止となった方を含みます。

●支給額 支給対象者1人につき15,000円

●受付期間 5月15日（月）まで

（郵送の場合は、当日消印有効となります。）

（受付期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、ご注意願います。）

※給付金の支給には、申請から1か月半程度かかります。

※申請書は既に送付していますが、支給対象者であるにもかかわらず、まだ届いていない場合は、お問合せください。

◆申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

『余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』推進懇談会委員を公募します

今年度、町では、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（計画期間：平成30年度から平成32年度までの3か年）の策定作業を行います。

この計画は、3年間を一期として地域の実情に応じたサービスを提供するための体制の確保や、町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を計画的に行うために定めるものです。

この計画の策定にあたって、広くみなさんのご意見をお聞きしながら作業を進めるため、推進懇談会の委員を募集します。

◆募集人数

○第1号被保険者の代表（本町に住民登録をしている65歳以上の方。） 2名

○第2号被保険者の代表（本町に住民登録をしている40歳以上65歳未満の方。） 2名

◆申込み方法 高齢者福祉課窓口にて備え付けの申込用紙に、必要事項を記載し応募してください。

（土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）

◆申込み期限 5月26日（金）まで

◆その他 応募者多数の場合は、町で抽選により決定させていただきます。

◆申込み・問合せ 高齢者福祉課 高齢者福祉グループ ☎21-2119

『余市あゆ揚公園パークゴルフ場』オープンのお知らせ

今年もいよいよ春到来、パークゴルフの季節がやってまいりました。春風に吹かれ余市川のせせらぎがさわやかに緑豊かに囲まれた、当パークゴルフ場が4月末にオープンいたしましたので、お知らせいたします。

当パークゴルフ場は、日本パークゴルフ協会公認コースとして、起伏に富んだ4コース（36ホール）で、初心者から上級者まで楽しめますので、皆様の来場を心よりお待ちしております。

◆利用時間 午前8時～午後6時

◆定休日 火曜日

◆利用料金

| 利用者 | 利用料金 | 備考 |
|-------------------|-------------|-----------------|
| 一般（高校生以上） | 1人1日につき500円 | |
| 中学生以下 | 1人1日につき200円 | |
| 回数券（一般）12枚綴り | 5,000円 | 発行シーズン中有効 |
| 回数券（中学生以下）12枚綴り | 2,000円 | |
| 団体（一般） | 1人1日につき400円 | |
| 団体（中学生以下） | 1人1日につき160円 | 団体とは20名以上になります。 |
| 用具代（クラブ1本及びボール1個） | 1人1日につき300円 | |

◆申込み・問合せ 管理担当 指定管理者（株）東洋実業（クラブハウス） ☎22-0008